



モラルリスク調査の現状と対応 II

松本 雅裕 (株)INSPECT 代表取締役社長

今回の事例は、自動車事故による傷害保険の調査で、事故の偶然性、民事から刑事への移行、告知義務の問題が含まれています。また、改正保険法における重大事由解除についても本文で触れていきます。

【事案概要】

交通事故で顔面に醜状癍痕が残ったと偽り、故意にカッターナイフで顔に傷を付け、保険金4,000万円を搾取した男女6名が摘発された。更に、新たに男女5名が保険会社5社から8,350万円をだまし取ったとして、同様の容疑で逮捕された。

■ 事故報告内容・保険会社の疑問点

担当したのは、男女6名のうちのC子の傷害保険で「20時45分頃、T字路交差点で(甲)と(乙)の車両が出合い頭に衝突、(乙)車両の後部座席のC子が右頬に約10cmの傷を負った」ことに関する原因調査だった。[*以下、甲車両を(甲)、乙車両を(乙)と記載]

既に自賠責で後遺障害7級(保険金額1,051万円、7級の顔面部の著しい醜状障害の認定基準は鶏卵大面以上の癍痕、5cm以上の線状痕、10円硬貨大以上の窪み)に認定されていた。瞬時に、他にも女性の同乗者がいて、同様の傷があるのでは?と直感した。その理由は「二自賠」だ。自賠責では「共同不法行為」という考え方があり、車同士の事故で同乗者が受傷すれば、2台分の自賠責保険が対象となる。つまり「1,051万円の保険金額は2倍の2,102万円」となる。案の定(甲)の助手席A子も女性で左頬に約11cmの傷、(乙)の助手席B子も女性で額に約10cmの傷があることが判明した。保険会社の担当者は「どうして顔面に傷が残るのか?」と単純素朴な疑問を感じたという。このような疑問は、結果として本質に迫ることが多い。

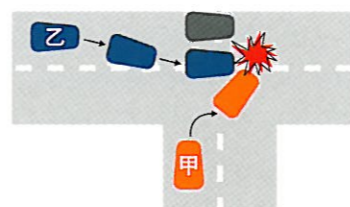
■ 事故状況・事故原因

事故当日は雨、(甲)は勤務を終え会社からファミレスへ行く途中、(乙)はファミレスからスーパーへ向かう途中だった。このファミレスは同じ店で、いわばスタートとゴールが逆なのだが、事故場所はこれらをつなぐ最短かつ最適な経路上ではない。事故形態はT字路交差点の出合い頭衝突で、(甲)はT字路の下から右折、(乙)は(甲)の左方から直進、(甲)の左側面、(乙)の前面が損傷している。

(甲)の運転者D男は左をよく見ず、一時停止はあるが停止せずに交差点内に進入、(乙)は進路左側に駐車車両があり中央線をまたいで約30kmで走行、車内で会話に夢中になり前をよく見なかったと説明。双方ともにライトは点け、(甲)は右にウィンカーを出したと述べた。概ね事故の当事者は「自分は悪くない」と主張するものだが、両者とも自分が悪いとし、過失割合も60対40で解決していた。まさに共同不法行為で自賠責の減額対象にもならなかった。事故の予見性を尋ねると、5名全員が事故前に「相手車両に気付かず衝突するまで誰も危険を感じていなかった。」と言い、車両動静についても「衝突場所ですべて止まった。」と、自動車事故工学の見地からもあり得ない説明であった。

特筆すべきは、事故直後に誰も車から降りなかったこと。「車内一面が血の海」だったというのに救急車を呼ばずに、(甲)(乙)の運転者の実父らが自ら救急病院に搬送していたことであった。

特筆すべきは、事故直後に誰も車から降りなかったこと。「車内一面が血の海」だったというのに救急車を呼ばずに、(甲)(乙)の運転者の実父らが自ら救急病院に搬送していたことであった。



■ 受傷機転(ケガの申告内容)

(甲)の助手席ガラスは割れ、(乙)のフロントガラスの上部にヒビが入っている。

(甲)の助手席A子は割れたガラスで左頬を切ったとし、(乙)の助手席B子はダッシュボードの上にあったプラスチック製の箱で額を切った、(乙)の後部座席C子は助手席にぶらさがっていた何か鋭利な物で右頬を切ったという。傷害保険の原因調査で重要な点は、事故状況と受傷機転である。どのようにケガを負ったかを解明する作業で、様々な問題点が浮上り偶然性を否定することも可能となる。自動車車両保険と火災保険では最高裁で偶然性の立証責任は保険会社にあるとされたが、傷害保険では約款で「急激、偶然、外来」の三要件が定められており、偶然性の立証責任は被保険者側にあるとされている。たとえあり得ない説明でも、本人説明からこうした受傷が発生するかという視点が必要となる。

調査では、実際の事故車両に当職が被験者として乗車、どのような身体の動きだったか説明してもらいながら写真とVTR撮影をおこなった。将来的に工学鑑定から科学的に受傷事実を否定し、偶然性を否定しようと考えたためだ。この時点で、当事者は今までの調査と異なる雰囲気を感じて、様々な言動でプレッシャーをかけてきた。

■ 人間関係相関図

実はこの5名には接点があった。(甲)の運転者D男の実父Xは損害保険代理店、(乙)の運転者E子の実父Yは自動車修理業者で、実父同士は知人であった。(甲)はYから購入、(乙)もYが娘に買い与えたことが判明した。D男は他の車両を所有し、所有者の実父Xも他の車両を所有、(甲)を購入する明確な理由や目的が認められなかった。

7級に認定されている女性の醜状癍痕は、3名とも11cm前後で寸断なく一直線であり、手馴れていると感じたため、過去にも同様の事故があると睨んでいた。依頼先の保険会社

へ他社照会を頼んだところ、本件事故で5社が絡んでいた。また、過去にも5件の事故が判明。他にも同乗者女性の醜状癍痕が発生した事故があり、総勢21名が登場する大事件に発展し、うち11名が逮捕された。

■ 逮捕に至った経緯

調査の末、総勢21名の人間関係相関図と事故歴一覧表を作成、保険会社の了解を得て、所轄警察署に情報提供した。その結果、捜査本部が設置され供述調書を提出、逮捕に至った。民事から刑事事件へと移行するには様々な条件がある。保険金詐欺は「親告罪」であり、被害者(保険会社)が詐欺被害の立証責任を負う。問題はどの時点で刑事告発をおこなうか、警察が動くためにはどうすべきかで、なかなか単純なものではない。本件については被害金額が大きく人数が多いことから、警察が動くには十分な要件があったとだけ記す。



■ 告知義務違反

調査開始から逮捕されるまでの約半年間、保険会社では弁護士を立てて対応していた。担当した傷害保険のC子について契約時まで遡ったところ、傷害保険の重複契約が判明、告知義務違反で弁護士から免責通知を送付した。特に反論も無かったが、問題は、他の保険会社で既に保険金を支払っていたことだ。「ケガ」を担保する保険は、傷害保険だけでなく、自賠責保険、自動車対人保険や人身傷害保険、搭乗者傷害保険、交通傷害保険など他の保険とも関連しあう。個人情報の問題はあるが、保険金詐欺を立証するためにも、事故歴データを保険会社間で共有すべきと考える。

〈おわりに〉

保険金詐欺には、常習性、模倣性、組織性があると言われる。最近是不況であること、一般市民のモラルの低下など、出来心から不正請求をおこなうケースが増えている。2010年4月に施行予定の改正保険法の第30条に「重大事由による解除」が新設される。解除要件は、①保険金の不正取得目的、②詐欺、③その他の重大な事由、とされる。善良な顧客を保護しながら、いかにこの条文を生かして不正請求者を排除するか、見極めと対応が難しい時代が到来すると実感している。

以上

